Received by NSD/FARA Registration Unit 07/07/2019 9:52:08 PM

	OMB No. 1124-0003; Expires May 31, 2020.
U.S. Department of Justice	Amendment to Registration Statement
Washington, DC 20530	Pursuant to the Foreign Agents Registration Act of
	1938, as amended

INSTRUCTIONS. File this amendment form for any changes to a registration. Compliance is accomplished by filing an electronic amendment to registration statement and uploading any supporting documents at https://www.fara.gov.

Privacy Act Statement. The filing of this document is required for the Foreign Agents Registration Act of 1938, as amended, 22 U.S.C. § 611 et seq., for the purposes of registration under the Act and public disclosure. Provision of the information requested is mandatory, and failure to provide the information is subject to the penalty and enforcement provisions established in Section 8 of the Act. Every registration statement, short form registration statement, supplemental statement, exhibit, amendment, copy of informational materials or other document or information filed with the Attorney General under this Act is a public record open to public examination, inspection and copying during the posted business hours of the Registration Unit in Washington, DC. Statements are also available online at the Registration Unit's webpage: https://www.fara.gov. One copy of every such documents are routinely made available to other agencies, departments and Congress pursuant to Section 6(c) of the Act. The Attorney General also transmits a semi-annual report to Congress on the administration of the Act which lists the names of all agents registered under the Act and the foreign principals they represent. This report is available to the public in print and online at: https://www.fara.gov.

Public Reporting Burden. Public reporting burden for this collection of information is estimated to average 1.5 hours per response, including the time for reviewing instructions, searching existing data sources, gathering and maintaining the data needed, and completing and reviewing the collection of information. Send comments regarding this burden estimate or any other aspect of this collection of information, including suggestions for reducing this burden to Chief, Registration Unit, Counterintelligence and Export Control Section, National Security Division, U.S. Department of Justice, Washington, DC 20530; and to the Office of Information and Regulatory Affairs, Office of Management and Budget, Washington, DC 20503.

1. Name of Registrant	2. Registration No.
Okinawa Prefecture DC Office, Inc.	6332

3. This amendment is filed to accomplish the following indicated purpose or purposes:

To give a 10-day notice of change in information as required by Section 2(b) of the Act.

To correct a deficiency in

Initial Statement

Supplemental Statement for the period ending

Other purpose (specify)

To give notice of change in an exhibit previously filed.

4. If this amendment requires the filing of a document or documents, please list:

Each item checked above must be explained below in full detail together with, where appropriate, specific reference to and identity
of the item in the registration statement to which it pertains. (If space is insufficient, a full insert page must be used.)

1. Replacement of Takao Aharen by Kenichiro Yamashiro as Vice President of the registrant.

2. Termination of Short Form Registration of Takao Aharen.

Addition of corporate officer Kenichiro Yamashiro as Vice President, who will act on behalf of the registrant in furtherance of the interests of the registrant's foreign principal.

1. 登録者のvice presidentとして、阿波連貴夫氏に替わり山城憲一郎氏が就任する。

2. 阿波連貴夫氏の略式登録の終了

3. 役員の山城憲一郎がvicepresidentに就任し、登録者の海外主たる法人の利益の促進のため登録者に代わって行動 します

> FORM NSD-5 Revised 05/17

Received by NSD/FARA Registration Unit 07/07/2019 9:52:08 PM

EXECUTION

In accordance with 28 U.S.C. § 1746, the undersigned swear(s) or affirm(s) under penalty of perjury that he/she has (they have) read the information set forth in this registration statement and the attached exhibits and that he/she is (they are) familiar with the contents thereof and that such contents are in their entirety true and accurate to the best of his/her (their) knowledge and belief, except that the undersigned make(s) no representation as to the truth or accuracy of the information contained in the attached Short Form Registration Statement(s), if any, insofar as such information is not within his/her (their) personal knowledge.

(Date of signature)

17

3

9

(Print or type name under each signature or provide electronic signature¹)

Inten esamu

ÓSAMU UNTEN

¹ This statement shall be signed by the individual agent, if the registrant is an individual, or by a majority of those partners, officers, directors or persons performing similar functions, if the registrant is an organization, except that the organization can, by power of attorney, authorize one or more individuals to execute this statement on its behalf.

Received by NSD/FARA Registration Unit 07/07/2019 9:52:08 PM

	OMB No. 1124-0005, Expires April 30, 2017
U.S. Department of Justice	Short Form Registration Statement
Washington, DC 20530	Pursuant to the Foreign Agents Registration Act of
	1938, as amended

INSTRUCTIONS. Each partner, officer, director, associate, employee, and agent of a registrant is required to file a short form registration statement unless he engages in no activities in furtherance of the interests of the registrant's foreign principal or unless the services he renders to the registrant are in a secretarial, clerical, or in a related or similar capacity. Compliance is accomplished by filing an electronic short form registration statement at http://www.fara.gov.

Privacy Act Statement. The filing of this document is required for the Foreign Agents Registration Act of 1938, as amended, 22 U.S.C. § 611 et seq., for the purposes of registration under the Act and public disclosure. Provision of the information requested is mandatory, and failure to provide the information is subject to the penalty and enforcement provisions established in Section 8 of the Act. Every registration statement, short form registration statement, supplemental statement, exhibit, amendment, copy of informational materials or other document or information filed with the Attorney General under this Act is a public record open to public examination, inspection and copying during the posted business hours of the Registration Unit in Washington, DC. Statements are also available online at the Registration Unit's webpage: <u>http://www.fara.cov</u>. One copy of every such document, other than informational materials, is automatically provided to the Secretary of State pursuant to Section 6(b) of the Act. The Attorney General also transmits a semi-annual report to Congress on the administration of the Act which lists the names of all agents registered under the Act and the foreign principals they represent. This report is available to the public and online at: <u>http://www.fara.gov</u>.

Public Reporting Burden. Public reporting burden for this collection of information is estimated to average .429 hours per response, including the time for reviewing instructions, searching existing data sources, gathering and maintaining the data needed, and completing and reviewing the collection of information. Send comments regarding this burden estimate or any other aspect of this collection of information, including suggestions for reducing this burden to Chief, Registration Unit, Counterespionage Section, National Security Division, U.S. Department of Justice, Washington, DC 20530; and to the Office of Information and Regulatory Affairs, Office of Management and Budget, Washington, DC 20503.

1. Name	2. Registration No.				
Osamu Unten	6332				
3. Residence Address(es)	4. Business Address(cs)				
2062-83 Ozato, itoman City, Okinawa 901-0325	1101 Connecticut Avenue, N.W., Suite 450				
JAPAN	Washington, DC 20036				
5. Year of Birth 1960 Nationality Japanese Present Citizenship Japan	 6. If present citizenship was not acquired by birth, indicate when, and how acquired. Not applicable 				

7. Occupation Executive

	What is the name and address of Name Okinawa Prefecture DC C	Office, Inc.	Address	Suit	1 Connecticut Aver e 450 shington, DC 20036	,	_
9.	Indicate your connection with th	ë primary registrant:					
	partner	director			employee	consultant	
	I officer	associate			agent	subcontractor	
	other (specify)						

10. List every foreign principal to whom you will render services in support of the primary registrant.

Okinawa Prefectural Government of Japan

11. Describe separately and in detail all services which you will render to the foreign principal(s) listed in Item 10 either directly, or through the primary registrant listed in Item 8, and the date(s) of such services. (If space is insufficient, a full insert page must be used.)

Promotion of the economic, cultural, educational, political, defense and security interests of the foreign principal by engaging members of Congress, undertaking speaking engagements, and disseminating information commencing in 2017 indefinitely.

10又は8を通じて提供されるサービス:2017年から無期限に議会議員の関与、講演活動、情報発信を通じて、外国の主体の経済、文化、教育、政治、防衛、安全保障上の利益を促進します。

FORM NSD-6 Revised 03/14

Received by NSD/FARA Registration Unit 05/09/2017 12:13:24 PM

	Received	l by NSD/FA	ARA Regis	tration Unit	05/09/2017	12:13:24	PM	
?		ан — Эл — Эл		, - 7	· • ·	·	•	
12.	· · •		• • • •	litical activity as de	fined in Section	(o) of the Act	and in the footno	te below?
•	-	eparately and in de	**					
		•	-	rai achvity.		•		-
	Engagement of r	nembers of Cong	ress.	ан солон солон Селон солон соло	· · ·			
				-				
13.	The services desc		and 12 are to be				special basis	
, 			· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	part time basi	·	·		······ *
. 14.		on or thing of valu Amount S 161,181		cived to date or wil	l you receive for Commission at			
				ered to the foreign				•
	🔲 Fee: An	ount S	· .	Ģ	Other thing of v	value		
- 1915 -	During the neriod	hegioning 60 day	s prior to the d	ate of your obligation	m to register to t	he time of filing	this statement.	fiel vou
• 2.	make any contrib	utions of money a	r other things o	f value from your o n connection with a	wn funds or poss	essions and on	your own bchalf	in
	candidates for an		Yes 🖬	No E	nty brantery ereer		, or caucus neid	
•	If yes, furnish the	following inform	ation:	анан сайтан с	•			
r a	Date	mount or Thing o	f Value	Political Organiza	tion or Candidate	• ·	Location of Ev	ent
	н 1911 — Ма	: ·	*		- * .			•
	an a	н	•			,	·	· · ·
-	1	·		• -	· 	. ,-	·	1
4	-	·		·		·· ·		٢
	: - 						en Konstant	··· .
- I 		· .						<u></u>
· ·	-	· · ·	in the second	EXECUTION	N	· · · ·		<i>z</i> .,
				wears or affirms un hat he she is familia				e ana in
				owledge and belief.			ana such coment	, aic <u>ii</u>
	5/8	312017			. m	71 7	- . ,	
		te of signature)	<u></u>		<u>(Yam</u>	ignature)	<u>n</u>	
•			· · ·	-	, in the second			
• •		1 "	na Ag Santa ann ann a'r		1	-	- 	
an a		77 - а 		· · ·		· · ·	х 11 де	
				: 				••••••••••••••••••••••••••••••••••••••
			а 2 2		انې په پېښا			· • • • • • • •
n e trecher. Status					н с. с. с. н	and a second	и к. к	
Foot	note: "Political activity,"	as defined in Section 1(a) of the Act, means	any activity which the pe on of the public within the	rson engaging in believ	es will, or that the p	erion intends to, in an	y way influence
any a dome party	estic or foreign policies o	f the United States or wi	th reference to the p	on of the public within the olitical or public interests	, policies, or relations (erence to termination of a government of a	g, successing, or change foreign country or a fe	nciga political
ilian ing k∛ '' ≁		4) H-4 y 	· , ·	and the second	n na series en series En series en			ni n → k
	Received	by NSD/FA	RA Regist	ration Unit ()5/09/2017	12:13:24 P	n n M	

281

· · · · •

-. - .

様式32号 (その1)

(

T

予算執行 伺 (本庁)

知事 副知事	出納長一	- 決	央裁 欄
公室長。 基地対策 秘書 統括監 課長	班長 課員	人共	₹ 2.22 地対策課
参事兼課長 副参事	班長 課員) (起案者) 知事公室 氏名 TEL	基地対策課
起 案 令和5年2月17E	1 決 裁	平成 年	月 日
 令 和 5 → 般 毎 第 (特別会計名 ● <	i) 款 総務費	項 総務管理費	目 諸 費
節 委 託 料 (細節)	予 算 残 額 31,898,000円	支出の方法(該当 精算払、資金前渡 繰替払、委託、部	、概算払、前金払、
予算執行の内容 委託料	4の執行について(伯	引い)	
みだしのことについて、	下記のとおり執行して	てよいでしょうか。	
	記		
 執行予定額: 31,898,0 / 2 事業名 令和5年度沖縄 		/ 員活動事業(活動支	, 友援業務)
 3 目 的 沖縄県が基地問題の解決 D. C. に設置しているワシン 			る目的でワシントン
	を支援するため、以下 会議員等への働きかに 談等を行い、沖縄の 軍事戦略等に係る情報 るための働きかけ等る	「の事項を実施する けの支援 基地問題に関する」 服収集、国防権限注	。 E確な情報の発信、米 去案に沖縄の基地問題
大学等における講社	寅、有識者等へのダイ	イレクトメールの対	と期的な送信、有識者

等との面談・意見交換等による情報発信及び情報集を行う。

- (3) 知事訪米の対応支援
 日程調整、訪問先・実施イベント調整、宿泊先確保、通訳手配・同行支援等
 (4) た効素 ご信もの良いし物符の招聘に係るご知の主婦符
- (4) 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等
- (5) Foreign Agents Registration Act (FARA)関連業務の支援
- (6) その他のワシントン駐在員の活動の支援に関すること

5 契約の方法:

随意契約(地方自治法234条第2項及び同法施行令第167条の2第1項第2号)

(理由)当該委託業務は、米国ワシントン駐在にかかる活動の支援にあたり、英語 を母国語とする者と同等程度の英語でのコミュニケーション能力及び日本語を母 国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員を備える必要性及び 米国連邦議会関係者や有識者等に働きかけるという業務の特殊性があることか ら、予算の範囲内で最良の結果を得るため、公募により、複数の事業者から企画 提案書を提出させ、その内容を審査委員会で審査して委託先を決定するプロポー グル方式としたい。

沖縄県随意契約随契ガイドライン 5-(2)-⑥ア 公表対象

- 6 公募方法:沖縄県ホームページにて公募を行う。 英語版ホームページにおいても公募案内を掲載する。
- 7 契約書:別添「委託契約書(案)」のとおり
- 8 契約期間:契約締結の日から2024年3月31日まで
- 9 契約保証金:沖縄県財務規則第101条により契約金額の100分の10以上とする。 但し沖縄県財務規則第101条第2項の各号のいずれかに該当する場合 は契約保証金の全部又は一部を免除する。

10	予算執行状況	予算内示額	72, 153, 000円
		執行済額	40,255,000円
		執行予定額	31,898,000円
		予算残額	0円

11 委託料の支払い:概算払及び精算払

沖縄県財務規則第65条の規定により、委託費を必要に応じ概算払いし、業務終了 後に残額を精算払いとする。

(概算払いの必要性)

(

本事業は、同駐在活動の支援業務にかかる人件費及び経費が発生すると見込まれ るため、業務遂行のための資金が不足した場合、本事業の執行が困難となる可能性 が生じることから、概算払いが必要である。 12 予算執行手続きについて

C

C

本予算執行伺いは、平成24年2月21日付け総財第1991号 当初予算にかかる年度開始前の予算執行手続きについて(通知)」に基づき、当初予算に係る年度閉始前の事 前準備手続きを行うものである。そのため、企画提案募集要領においては、「令和5 年度の当初予算において当該事業が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付 き事業であり、予算が成立しない場合には本公募にかかる一切について、いかなる効 力も発生しないこと」を明記している。

[

「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」に係る 企画提案募集要項

沖縄県では「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」 を(以下「本業務」という。)」の受託者を選定するため、企画提案募集(以 下「本募集」という。)を実施する。受託希望者は、次の要項に従って企画提 案書等関係書類を提出すること。

なお、本業務については、沖縄県の令和5年度当初予算において当該事業 が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成 立しない場合には本募集にかかる一切について、いかなる効力も発生しない こととする。

事業の目的

沖縄県では米国ワシントンD.C. に駐在員を設置しており、本事業は当該 駐在員の米国での活動の支援を目的としている。

2 委託業務

(

(

- (1) 委託事業名:令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援 業務)
- (2) 委託期間:契約締結の日から令和6年(2024年)3月31日まで
- (3) 業務内容:別添「企画提案仕様書」参照
- 3 企画提案上限額

企画提案の費用は、本業務を実施するにあたり必要となる一切の経費を 含め、総額31,898,000円(消費税相当額込み)の範囲内で見積もること。

ただし、この上限額は企画提案のために提示した金額であり、契約金額 ではない。

- 4 応募資格(次に掲げる要件を全て満たすこと)
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(※)に該当しない者であること。
 - (※)地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4第1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入 札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 英語を母国語とする者と同等程度の英語コミュニケーション能力及び

日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員 を1名以上担当者として配置し、本業務の的確な実施及び沖縄県と緊密 な連絡調整を行うことが可能な法人であること。

- (3) (2)の要件を満たす人員を米国ワシントンDC及びその近郊に配置し、駐 在の支援活動に従事させることが可能であること。
- (4) 駐在活動の支援に必要な米国内の法的な手続きや資格がある場合、当該手続き等に既に対応している又は今後対応する意思及び能力を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等 について十分な管理能力を有する者であること。
- (6) 過去5年間に、国、地方公共団体、または同等の団体、法人等と委託 契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおり とする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)の要件を満たす者である こと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のうち少なくとも1者は、上記(2)から(6)まで の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員として重 複応募する者でないこと。
- 5 問い合わせ、応募申請スケジュール及び提出先
 - 本募集に関する質問

0

(

質問は、令和5年3月9日(木)(日本時間)までに、本要項第6に掲 げる質問票(様式1)により(3)のアドレスあて電子メールで提出すること。

なおメール送付後、24時間以内(土日・祝祭日の場合はその翌日以降 平日の同時刻以内。以下同じ。)に受領の返信がない場合は、電話にて到 達確認を行うこと。

(2) 企画提案の提出

企画提案は、令和5年3月17日(金)23時59分(日本時間)までに、 本要項第6(2)に掲げる応募書類により(3)のアドレスあて電子メールで提 出すること。なおメール送付後、24時間以内(土日・祝祭日の場合はそ の翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。)に受領の返信がない場合は、 電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問及び企画提案の提出先
 沖縄県知事公室 基地対策課 (担当) 吉嶺、玉元
 E-mail: aa001201@pref.okinawa.lg.jp
 電話: 098-866-2460 FAX: 098-869-8979

- 6 質問及び応募書類
 - (1) 質問票:様式1
 - (2) 応募書類
 - フ 応募申請書 様式2
 - イ 企画提案書: 様式3(10頁以内。スケジュールも示すこと)
 - ウ 積 算 書:様式4(消費税相当額を含む額を記載すること)
 - エ 執行体制:様式5
 - オ 実 績 書:様式6
 - 力 誓 約 書 : 様式 7
 - キ 共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ)※様式任意 ※共同企業体の場合は構成員ごとに、様式2に準じた会社概要、力 誓約書を提出すること。
 - (3) その他

C

C

質問及び企画提案にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国 通貨とする。

- (4) 応募申請書及び積算書(見積書)には、押印又はサインを付すこと。 なお、PDFファイルにスキャンした印又はサイン(電子署名)の利用を了 承する。
- 7 委託事業者の選定
- (1) 選定方法
 - ア 沖縄県知事公室内に設置する委託事業者選定委員会(以下「選定委員 会」という。)において総合的に審査し、委託契約候補者(以下「候補 者」という。)としての優先順位を決定する。
 - イ 応募のあった提案は、選定委員会で書類審査を行い、必要に応じてプ レゼンテーションなど2次審査を行って順位を決定する。
 - ウ 選定委員会は非公開で行い、提出された応募書類、審査内容、審査経 過等は公表しない。また、審査過程等に関する問い合わせには応じない。
 - エ 選定委員会による審査の結果、一定水準を満たした提案がないことを 理由として、候補者なしとする場合がある。
- (2) 審査基準
 - ア 事業目的等の理解度

本業務の目的及び内容を十分理解の上、的確に反映した内容となってい るか。

- イ 業務遂行能力
 - ① 本業務を着実に実施できる内容となっているか。
 - ② ワシントンD.C.内又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に説明されているか
 - ③ 本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する 働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなされてるか。

ウ 事業体制

上記の応募資格4(2)で示した人員の配置を含め、本業務を着実にでき る体制となっているか。

エ 事業実績

過去の実績から、本業務の遂行は可能と認められるか。

- オ 積算額 適切かつ合理的な積算額となっているか。
- 8 審査結果の通知

審査結果は、沖縄県知事公室基地対策課から応募者に対し個別に連絡し、 令和5年度開始後に文書で通知する。

9 契約の締結について

(

(

- (1) 県は、選定委員会により最上位に選定された候補者と委託業務の内容 と契約金額等の協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
- (2) 選定委員会により最上位に選定された候補者が辞退した場合、又は県 との契約に向けた協議が整わなかった場合には、県は次順位以降の候補者 と契約に向けた協議を行う。
- (3) 契約金額については、候補者から見積書を聴取し、予定価格の範囲内 で決定する。
- (4) 委託契約の内容等は、上記(1)の協議結果、予算措置状況その他の事情 により企画提案時の内容から変更することがある。
- (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約 締結前に納付する必要がある。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の各 号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除 することができる。
- その他留意事項
 - 企画提案応募に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通 貨とする。
 - (2) 本募集は、委託契約候補者の優先順位を決定するものであり、契約を 保証するものではない。
 - (3) 提出書類の作成やプレゼンテーション等に要する費用は応募者の負担 とし、提出書類等は返却しない。
 - (4) 企画提案資料の記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があると判断 された場合には、選定結果の通知後においても失格となることがある。
 - (5) その他の詳細は、企画提案仕様書による。

- 4 -

(様式1)

(

(

令和5年月日

質 問 票

会	社	名
担	当者氏	名
電	話番	号

質	問	内	容	

(様式2)

令和5年 月 日

沖縄県知事 殿

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

企画提案応募申請書

みだしについて、企画提案を行いたいので応募します。

_

【会社概要】

(

ſ

代表者名	
会社住所	
設立年月日	
従業員数(人)	資本金(千円)
業務内容	

【担当者】

所属・職・氏名	
電話・FAX	·
メールアドレス	

(様式3)

(

(

令和5年月日

沖縄県知事 殿

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

企画提案書

みだしについて、企画提案書を提出します。

社名・代表者	
本事業実施の 基本方針	
スケジュール	
執行体制	(担当予定者の所属、職名、氏名、役割、略歴など、 必要な情報を記載すること)
業務の実施方法	 (別紙で作成すること。10ページ以内、スケジュールも示すこと)

291

(様式4)

令和5年月日

沖縄県知事 殿

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

積 算 書

みだしについて、積算書を提出します。

社名・代表者	
積算見積金額	円(消費税相当額含む)
見積内訳	(別紙)

※ 留意事項

(

C.

① 別紙は、企画提案仕様書内の委託業務内容(1)及び(2)の各業務別に「1.人件費」、「2.経費」の項目を設け、 各業務別の額が明示された内容にすること。

- (2) 経費ごとに単価と個数を明らかにすること。(記入例:〇〇費 △△円×〇日人=□□円)
- ③ 合理的な理由を挙げ、積算項目等を変更し提案することは妨げない。
- ④ 県が企画提案仕様書で指示する全ての業務に必要な通訳・翻訳は人件費として計上すること。

(様式5)

(

(.

令和5年 月 日

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

委託事業の執行体制

※ 企画提案募集要項の「4 応募資格」に掲げる要件を満たす人員で構成されていることを 説明するため、各担当者の役割と略歴など、必要な情報を記載すること。

.

-

(様式6)

令和5年月日

【過去5年間の国又は地方公共団体等との受託実績(最大5件)】

業務	名	
受託	期間_	
発注	元	受託金額(千円)
受託	内容	

業	務	名	
受	託 期	间	
発	注	元	受託金額(千円)
受	託 内	容	

業	務	名	
受	託 期	固	
発	注	元	受託金額(千円)
受		容	

(.

(

業	務		名
受	託	期	۳
発	注		元
ᆢ	託	内	容
×	д L	r1	Ŧ

_ 業	務	名	
受	託 期	間	
発	注	元	受託金額(千円)
受	託 内	容	

令和5年度 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

(様式7)

誓約書

.

令和5年月日

沖縄県知事 殿

.

.

(

C.

社名:

所在地:

代表者職名 氏名 印

.

私は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に該当しないことを誓約します。

※共同企業体での応募の場合は、構成員ごとに提出すること。

.

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務) 委託業務及び企画提案仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在員の活動支援のため、駐在員の指示に基づき又は、駐在員と連携し て、以下の取組を実施する。

(1) 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援

上記関係者との面談等を行い、沖縄の基地問題に関する正確な情報の発信、米国 の安全保障政策・軍事戦略等に係る情報収集、国防権限法案に沖縄の基地問題の課 題等を反映させるための働きかけ等を行う。

- (2) 米国内の有識者等への情報発信の支援 大学等における講演、有識者等へのダイレクトメールの定期的な送信、有識者等 との面談・意見交換等による情報発信及び情報収集を行う。
- (3) 知事訪米の対応支援日程調整、訪問先・実施イベント調整、宿泊先確保、通訳手配・同行支援等
- (4) 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等
- (5) Foreign Agents Registration Act (FARA)関連業務の支援
- (6) その他、ワシントン駐在員の活動の支援に関すること

※上記の取組に加え、効果的と考えられる新たな取組等についても提案すること。

2 企画提案内容

(

(

企画提案書(様式3)には、上記1の委託業務の内容を実施するにあたって、以下 の内容を含めて提案すること。

- (1) 基本方針
- (2) 上記1委託業務の内容の実施方法
- (3) 実施想定スケジュール
- 3 積算条件

費用を算出するにあたっては、以下の条件を踏まえ積算すること。なお人件費については時給単価を明記のうえ、その他の経費についても各単価を明記すること。

- (1) 知事訪米時の車両確保(12人程度乗車可能で5日間使用を想定すること)
- (2) 知事訪米時の記者会見対応等の現地手配業務
- (3) 知事訪米時の通訳手配(全日程帯同の通訳1名分の報酬・旅費を見積もること)
- (4) 知事訪米時の印刷物、スタッフ車両代等の諸経費
- (5) 有識者等の沖縄招へいに係る駐在活動の支援(米国本国から2名程度を5泊6日の日程で沖縄へ招聘する)交通費、宿泊費等、その他必要経費を算出すること。
- (6) FARAに関する弁護士相談料等
- (7) その他、本事業の遂行に必要な費用

- 1 -

- (8) 一般管理費は、(直接人件費+直接経費-再委託費)×10%以内
- (9) 全ての業務に必要な通訳・翻訳費は人件費として計上すること
- (10) レートは日本銀行報告省令レート2023年3月分を適用すること
- 4 再委託等の制限
 - (1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることがで きない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、そ の履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認め る場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

〔契約の主たる部分〕

Ć

(

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断、管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせること はできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関 係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることので きる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

- ア 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応
- イ その他、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることのできる業務。ただし、 その業務の範囲については、県と事前に協議を行い確認すること。
- (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面 による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせ るときはこの限りでない。

- ア 議事録作成
- イ 封入・発送
- ウ送迎
- 5 注意事項
 - (1) 企画提案の内容と実際の契約内容とは、必ずしも一致するものではない。

(2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

- 2 -

令和5年度ワシントン駐在 活動支援 積算内訳

同省の十支	ノンントン駐住	/口则又报	110-74-17-101				(単位:円)
業務	担当者	単価(\$)	稼働時間	小計(\$)	小計(円)	備考	

委託契約書

沖縄県知事 玉城康裕(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下「乙」という。)とは、 <u>令和5年度</u>沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)について、次の条項により 契約を締結する。

(総則)

(

(

第1条 甲は、<u>令和5年度</u>沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)を乙に委託 し、乙はこれを受託する。

(委託業務の内容)

- 第2条 乙は、別添「<u>令和5年度</u>沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)委託 業務仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき業務を行うものとするが、事前に甲 と所要の調整を行い、甲の指揮及び監督に従い、かつ指導を仰ぐこととする。
- 2 甲乙は、必要に応じて、事前に協議し、合意の上、仕様内容の変更・調整を行うものとする。

(契約期間)

第3条 契約期間は、契約締結の日から令和6年(2024年)3月31日までとする。

(委託事業に要する費用)

第4条 甲は、第2条に掲げる委託業務に要する費用(以下「委託料」という。)として、 〇〇〇〇円を超えない範囲内で乙に支払うものとする。

(契約保証金)

第5条 契約保証金は、○○円とする。

(再委託の制限)

- 第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせては ならない。
- 2 乙は、甲が仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはならない。
- 3 乙は、本契約のプロポーザル参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力 団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはなら ない。
- 4 乙は、契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、10日前までに 再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければ ならない。

ただし、甲が仕様書で示した「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わ せるときはこの限りでない。

5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負わせた業務の履行及び当該第三者の行為

-1-

について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を 賠償しなければならない。

6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負わせた第三者に発生した損害について、 甲は賠償責任を負わないものとする。

(実施計画書)

- 第7条 乙は、仕様書に基づき、次に掲げる内容を含む実施計画書を契約締結の日より14 日以内に委託者(以下「甲」という。)に提出し、甲の承認を得なければならない。
 - (1) 業務の内容及び実施方法
 - (2) 業務の工程表
 - (3) 担当者の業務割当表
 - (4) 経費積算内訳書
- 2 甲は、前項の提出後承認するまでの間に、必要があると認める時は、乙に対して前項の業務実施 計画書の修正を請求することができる。
- 3 乙は、甲の承認を得た実施計画書に基づいて委託業務を実施しなければならない。

(実施計画書の変更)

- 第8条 甲又は乙の都合により実施計画書の内容を変更するときは、甲乙事前に協議する ものとする。ただし、軽微な変更をする場合はこの限りではない。
- 2 前項の協議が整った場合、乙は速やかに実施計画書の変更内容を記載した書面を甲に 提出するものとする。

(委託業務の実施に要する経費の支出)

第9条 乙は、委託業務の実施に要する経費を経費積算内訳書に記載された経費の内訳に 従って支出しなければならない。実施計画書が変更されたときは、変更後の経費積算内 訳書の経費の内訳に従って支出しなければならない。ただし、乙は、経費積算内訳書に 記載された経費の内訳(直接人件費、直接経費)について、それぞれの項目について20 %以内に限り、流用することができる。20%以上の流用については、甲と乙が協議して 定める。

(業務委託料の変更方法等)

第10条 業務委託料の変更を行う場合における当該変更の額は、甲と乙が協議して定める。

(履行期限の延長)

0

- 第11条 乙は、やむを得ない理由によって、履行期限内に委託業務を完了することができ ないと見込まれるときは、あらかじめ書面により甲に報告し、その指示を受けなければ ならない。
- 2 甲は、乙の責により、履行期間内に委託業務が完了しない場合は、遅延日数に応じ、 未済部分の契約代金の額に対し年2.4%の割合の違約金を徴収することができるものと する。

- 2 -

(委託状況等の調査等)

- 第12条 甲は、必要と認めるときは、乙に対し委託業務の進捗状況について調査をし、又 は報告を求めることができる。
- 2 前項により、甲が調査又は報告を求めたときは、乙は、この調査報告を自己の負担において速やかに実施しなければならない。

(報告書の提出)

(

(

- 第13条 乙は、業務が完了したときは、速やかに仕様書に基づく業務による成果及び要した経費を明らかにした実績報告書(以下「報告書」という。)を甲に提出し、その検査、確認を受けなければならない。
- 2 乙の提出する報告書の内容に関し、甲が不十分と認めたときは、甲は乙に対し不十分 な部分について再調査を求めることができる。
- 3 前項により、甲が再調査を求めたときは、乙は、この調査を自己の負担において速やかに実施しなければならない。
- 4 甲は、1項の検査において、完了報告書及び経費明細書、成果物の内容が適正である と認めた時は、委託料の額を確定するものとする。
 - 確定にかかる換算レートは、概算払分については、概算払いにおいて甲が支払った日本円総額を、乙が実際に受領する米ドル総額で割った実効レートを以って、換算レートとする。尚、精算払い分については、2024年3月31日適用の日本銀行外国為替市況レート(中心相場)を換算レートとする。
- 5 前項の確定額は、委託業務の実施に要した経費の額と4条で規定する委託料の額のいずれか低い額とする。
- 6 甲は、第4項の確定後、乙に対して速やかに通知するものとする。

(委託料の支払い)

- 第14条 乙は、前条6項の通知を受けたときは、請求書により確定額を請求するものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙が委託完了前に委託業務に必要な経費の支払いを受けようとするときは、概算払いを請求することができる。甲は、適当と認めたとき、契約金額の10分の9を限度として、これを支払うことができる。
- 3 甲は第1項及び第2項の規定により支払請求書を受理したときは、受理した日から起 算して30日以内に、これを乙に支払うものとする。
- 4 甲は、概算払いした場合において、1項の規定による精算の結果、既にその額を超え る委託料が支払われているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(知的財産権)

第15条 乙が、この委託業務により取得した知的財産権(知的財産基本法第2条第2項に 定めるものをいう。)は、甲に帰属するものとする。

(契約の解除)

- 第16条 甲は、次の各号の一つに該当すると認められるときは、この契約の全部又は一部 を解除することが出来る。
 - (1) 乙が、本契約に違反し契約の目的を達成することができないと認めたとき。

- 3 -

- (2) 乙が、正当な理由によってこの契約の解除を申し出たとき。
- (3) 甲の都合により、この契約の解除を必要とするとき。

(損害賠償)

- 第17条 乙は、前条第1号又は第2号に該当する理由により、この契約を解除された場合 において、甲に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 2 甲は、前条第3号に該当する理由により、この契約を解除した場合において、乙に損害を与えたときは、その損失を補償する。

(秘密の遵守)

(

C.

第18条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 乙は、個人情報の取り扱いについて、別記に定める規定に従うものとする。
- 3 乙は、この委託業務の成果を外部に公表しようとするときは、あらかじめ甲の承認を 受けなければならない。

(第三者に及ぼした損害)

第19条 委託業務の処理に当たって、第三者に損害を及ぼしたときは、乙の負担において 賠償する。ただし、その損害の発生が甲の費に帰すべき事由による場合においては、 甲の負担とする。

(帳簿等の整備及び保存)

第20条 乙は、委託業務に係る経理を明らかにした帳簿、その他の支出の事実を証明する 書類を整備し、委託業務終了後5年間保存しなければならない。

(デジタル署名)

第21条 甲と乙はPDFファイルにスキャンした印又はサインの利用を了承する。

(補則)

第22条 この契約及び仕様書に明記されていない事項又は疑義を生じた事項については、 甲と乙が協議して決める。

(合意管轄裁判所)

第23条 本契約に関する、第一書の合意管轄裁判所は、甲の所在地を管轄する裁判所とす る。

本契約の証として、本書2通作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保管する。

令和5年4月 日

甲 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

沖縄県知事 玉城 康裕

Z

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的享項)

第1 乙は、個人情報(生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものをいう。以下 同じ。)の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うにあたっては、個人の 権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならな い。

(秘密の保持)

(

Ċ

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。 この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、減失及び き損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならな い。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的 に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第5 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(事務従事者への周知)

第6 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても 当該事務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は当該事務の 目的以外の目的に使用してはならないこと、沖縄県個人情報保護条例により罰則が適 用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第7 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、 甲が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(調査)

第8 とは、この契約による事務を行うに当たり取り扱っている個人情報の状況について、 甲の求めがあった場合は、随時調査報告することとする。

(事故発生時における報告)

第9 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知った ときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

- 6 -

令和5年度ワシントン駐在員活動事業委託公募 スケジュール

日付	曜日	開始	間終了	事項	参考 前年度	特記事項	公募期
2	11 miles	DUZH	15.1	End endimental internation of an end of the	84-77	Stantillicow within	
	木					代表通告	1
	金					一般通告	1
_	±					no de la	
19	_						1
_	月						1
21	火			執行伺決裁		代表①	
_	水		-	公募開始(案)		代表②	1
_	木					TURE	2
_	金				執行伺決裁	代表③	3
25	±				公募開始(案)		4
26	日				A 多方的为(未)	, 	5
27	月	-		1		一般①	6
_				1	-	- 般②	7
3,			100		OF INTERPRETATION	MR (G)	1
_	水	201 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	WILLI'S		CONTRACTOR OF A	一般③	8
	木	-				一般(3) 一般(4)	9
3	金	-				NR	- 100 C
4	亜土	-					10
5	늼	-					11 12
6	計					又如杜回乐	
7	一火	-	-	質問事項〆切		予算特別委	13
8	へ水	-		夏回事項下列	感興市市マリ		14
_	小木				質問事項〆り) 	15
	金					纵改人子	16
11	並		-		-	総務企委	17
12	台						18
13	月				-		19
_	分火						20
	<u>へ</u> 水						21
16	小木				-		22
_	金	-		公募〆切	-		23
18	並上			A 37 / 91	公募〆切		24
	十日		-		ム券と別		1
	月	-				総括質疑	
01	一火					动力具规	1
	へ水	A	_	プロポーザル審査委員会 予定		一世に天昌へ	1
	木	1		ノロハー ソル省直安良云 アル		常任委員会 常任委員会	
DA	金	J.		ブロポーザル審査委員会 予定	-	the design of the start of the	1
	並	V		ノロハー リル 曾互安員云 アル		常任委員会	
	日日						
.0	日月					電性 又如你好	
			-			軍特 予算総括	-
0	火						-
	水						-
	木		-				4
	金	Constant in the	No. of Concession, Name				1
4	_	North State	and they	titlet D			1
11	±			契約日			1

(

C

今和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務) 委託業務仕様書

: 委託業務の内容

 C^{*}

<u>(</u>____

ワシントン駐在員の活動支援のため、駐在員の指示に基づき、又は駐在員と連携して、以下の取組を実施する。

- (1) 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援 上記関係者との面談等を行い、沖縄の基地問題に関する正確な情報の発信、米国の 安全保谨政策・軍事戦略等に係る情報収集、国防権限法案に沖縄の基地問題の課題
- 等を反映させるための働きかけ等を行う。 (2) 米国内の有識者等への情報発信の支援 大学等における講演、有識者等へのダイレクトメールの定期的な送信、有識者等との 面談・意見交換等による情報発信及び情報収集を行う。
- (3) 知事訪米の対応支援」月程調整、訪問先・実施イベント割整、宿泊先確保、通訳手配・同行支援等
- [4] 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等
- (5) Foreign Agents Registration Act (FARA) 関連業務の支援に関すること
- (6) その他、ワシントン駐在員の活動の支援に関すること
- 2 業務実績報告書(以下「報告書」という。)の作成 報告書には、上記1で示した業務の内容ごとに、業務実績、内容、成果等をまと めること。
- 3 経費内訳書の作成

経費内訳書には、業務の実施に要した経費の内訳を概ね次のとおり記載又は添付 すること。

(1) 財務報告総括表

上記1で示した業務内容ごとに、要した諸費用を記載する。 人件費については、全業務の合計を記載する。

(2) 経費区分ごとの明細表

3(1)の区分ごとに、実際に支出した内容1件ごとの費用を明細として記載する。 明細には1件ごとに、3(3)のどの部分を参照すればよいかを通し番号等で記載する。

人件費については、上記1の区分ごとに、従事者ごとにあらかじめ定めた1時間当たりの単価と従事した時間(以下「稼動時間」という。)数の積による費用を記載する。

- 7/8 -

(3) 整理する書類

明細に対応する書類として、次のとおり整理すること。

- ア 当該委託事業で契約した契約書、支出した全経費の請求書及び領収書の写し
- イ 従事者別・月別の稼働時間集計表
- ウ 業務日誌(人件費対象となる従事者ごとに、業務の具体的な内容がわかるものを整備。)
- エ その他当該業務の管理上必要とされる書類
- 4 耕品物

提出区書	提出部数	提出期日
中間報告書	1	令和5年10月1日
最終報告書	1	令和6年3月31日
積算内訳書	1	令和6年3月31日

* 1 電子情報媒体 1部

- 5 その他
 - (1) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は、原則日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 本委託契約の雇行にあたり、委託先が第三者に請負わせることのできる、その
 他、簡易な業務の範囲は、議事録作成、対入・発送及び送迎とする。
 - (3) 本仕様書に記載のない事項及びその他の詳細事項については、その都度双方協 議のうえ決定するものとする。

「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」に係る 企画提案募集要項

沖縄県では「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」 を(以下「本業務」という。)」の受託者を選定するため、企画提案募集(以 下「本募集」という。)を実施する。受託希望者は、次の要項に従って企画提 案書等関係書類を提出すること。

なお、本業務については、沖縄県の令和5年度当初予算において当該事業 が予算措置された場合のみ事業化される停止条件付き事業であり、予算が成 立しない場合には本募集にかかる一切について、いかなる効力も発生しない こととする。

事業の目的

沖縄県では米国ワシントンD.C. に駐在員を設置しており、本事業は当該 駐在員の米国での活動の支援を目的としている。

- 2 委託業務
 - (1) 委託事業名:令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援 業務)
 - (2) 委 託 期 間: 契約締結の日から令和6年(2024年)3月31日まで
 - (3) 業務内容:別添「企画提案仕様書」参照
- 3 企画提案上限額

(

企画提案の費用は、本業務を実施するにあたり必要となる一切の経費を 含め、総額31,898,000円(消費税相当額込み)の範囲内で見積もること。

ただし、この上限額は企画提案のために提示した金額であり、契約金額 ではない。

- 4 応募資格(次に掲げる要件を全て満たすこと)
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項(※)に該当しない者であること。

(※)地方自治法施行令(昭和22年5月3日号外政令第16号)第167条の4第 1項

普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入 札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77号)第32条第1項各号に掲げる者
- (2) 英語を母国語とする者と同等程度の英語コミュニケーション能力及び

- 1 -

日本語を母国語とする者と同等程度の日本語文章作成能力を有する人員 を1名以上担当者として配置し、本業務の的確な実施及び沖縄県と緊密 な連絡調整を行うことが可能な法人であること。

- (3) (2)の要件を満たす人員を米国ワシントンDC及びその近郊に配置し、駐 在の支援活動に従事させることが可能であること。
- (4) 駐在活動の支援に必要な米国内の法的な手続きや資格がある場合、当該手続き等に既に対応している又は今後対応する意思及び能力を有していること。
- (5) 本業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等 について十分な管理能力を有する者であること。
- (6) 過去5年間に、国、地方公共団体、または同等の団体、法人等と委託 契約を締結し、誠実に履行した実績を有する者であること。
- (7) 共同企業体による企画提案申請も認める。その場合の要件は以下のとおり とする。
 - ア 共同企業体を代表する事業者が企画提案申請を行うこと。
 - イ 共同企業体を構成する全ての事業者は、上記(1)の要件を満たす者である こと。
 - ウ 共同企業体を構成する事業者のうち少なくとも1者は、上記(2)から(6)まで の要件を満たす者であること。
 - エ 共同企業体の構成員が、単体企業又は他の共同企業体の構成員として重 複応募する者でないこと。
- 5 問い合わせ、応募申請スケジュール及び提出先
 - 本募集に関する質問

質問は、令和5年3月9日(木)(日本時間)までに、本要項第6に掲 げる質問票(様式1)により(3)のアドレスあて電子メールで提出するこ と。

なおメール送付後、24時間以内(土日・祝祭日の場合はその翌日以降 平日の同時刻以内。以下同じ。)に受領の返信がない場合は、電話にて到 遠確認を行うこと。

(2) 企画提案の提出

企画提案は、令和5年3月17日(金)23時59分(日本時間)までに、 本要項第6(2)に掲げる応募書類により(3)のアドレスあて電子メールで提 出すること。なおメール送付後、24時間以内(土日・祝祭日の場合はそ の翌日以降平日の同時刻以内。以下同じ。)に受領の返信がない場合は、 電話にて到達確認を行うこと。

(3) 質問及び企画提案の提出先
 沖縄県知事公室 基地対策課 (担当)吉嶺、玉元
 E-mail: aaCO1201@pref.ckinawa.lg.jp
 電話:098-866-2460 FAX:098-869-8979

- 2 -

- 6 質問及び応募書類
 - (1) 質問票:様式1
 - (2) 応募書類
 - ア 応募申請書:様式2
 - イ 企画提案書: 様式3(10頁以内。スケジュールも示すこと)
 - ウ 積 算 書:様式4(消費税相当額を含む額を記載すること)
 - 工 執行体制:様式5
 - オ 実 績 書:様式6
 - 力 誓約書:様式7
 - キ 共同企業体協定書(共同企業体による応募の場合のみ)※様式任意 ※共同企業体の場合は構成員ごとに、様式2に準じた会社概要、カ 誓約書を提出すること。
 - (3) その他

質問及び企画提案にあたり使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国 通貨とする。

- (4) 応募申請書及び積算書(見積書)には、押印又はサインを付すこと。 なお、PDFファイルにスキャンした印又はサイン(電子署名)の利用を了 承する。
- 7 委託事業者の選定
- (1) 選定方法
 - ア沖縄県知事公室内に設置する委託事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において総合的に審査し、委託契約候補者(以下「候補者」という。)としての優先順位を決定する。
 - イ 応募のあった提案は、選定委員会で書類審査を行い、必要に応じてプ レゼンテーションなど2次審査を行って順位を決定する。
 - ウ 選定委員会は非公開で行い、提出された応募書類、審査内容、審査経 過等は公表しない。また、審査過程等に関する問い合わせには応じない。
 - エ 選定委員会による審査の結果、一定水準を満たした提案がないことを 理由として、候補者なしとする場合がある。
- (2) 審査基準
 - ア 事業目的等の理解度

本業務の目的及び内容を十分理解の上、的確に反映した内容となっているか。

- イ 業務遂行能力
 - 本業務を着実に実施できる内容となっているか。
 - ② ワシントンD.C.内又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に説明されているか
 - ③ 本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する 働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなされてるか。

- 3 -

ウ 事業体制

上記の応募資格4(2)で示した人員の配置を含め、本業務を着実にでき る体制となっているか。

エ 事業実績

過去の実績から、本業務の遂行は可能と認められるか。

オ 積算額

適切かつ合理的な積算額となっているか。

8 審査結果の通知

審査結果は、沖縄県知事公室基地対策課から応募者に対し個別に連絡し、 令和5年度開始後に文書で通知する。

- 9 契約の締結について
 - (1) 県は、選定委員会により最上位に選定された候補者と委託業務の内容 と契約金額等の協議を行った上で、地方自治法施行令第167条の2第1項 第2号の規定に基づき、随意契約を締結する。
 - (2) 選定委員会により最上位に選定された候補者が辞退した場合、又は県 との契約に向けた協議が整わなかった場合には、県は次順位以降の候補者 と契約に向けた協議を行う。
 - (3) 契約金額については、候補者から見積書を徴収し、予定価格の範囲内で決定する。
 - (4) 委託契約の内容等は、上記(1)の協議結果、予算措置状況その他の事情 により企画提案時の内容から変更することがある。
 - (5) 契約締結の際は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を契約 締結前に納付する必要がある。但し、沖縄県財務規則第101条第2項の各 号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除 することができる。
- 10 その他留意事項

(

- (1) 企画提案応募に当たって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通 貨とする。
- (2) 本募集は、委託契約候補者の優先順位を決定するものであり、契約を 保証するものではない。
- (3) 提出書類の作成やプレゼンテーション等に要する費用は応募者の負担 とし、提出書類等は返却しない。
- (4) 企画提案資料の記載事項の虚偽報告や何らかの不正行為があると判断 された場合には、選定結果の通知後においても失格となることがある。
- (5) その他の詳細は、企画提案仕様書による。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務) 委託業務及び企画提案仕様書

1 委託業務の内容

ワシントン駐在員の活動支援のため、駐在員の指示に基づき又は、駐在員と連携し て、以下の取組を実施する。

(1) 米国政府や連邦議会議員等への働きかけの支援

上記関係者との面談等を行い、沖縄の基地問題に関する正確な情報の発信、米国 の安全保障政策・軍事戦略等に係る情報収集、国防権限法案に沖縄の基地問題の課 顕等を反映させるための働きかけ等を行う。

- (2) 米国内の有識者等への情報発信の支援 大学等における講演、有識者等へのダイレクトメールの定期的な送信、有識者等 との面談・意見交換等による情報発信及び情報収集を行う。
- (3) 知事訪米の対応支援 日程調整、訪問先・実施イベント調整、宿泊先確保、通訳手配・同行支援等
- (4) 有識者・発信力の高い人物等の招聘に係る活動の支援等
- (5) Foreign Agents Registration Act (FARA)関連業務の支援
- (6) その他、ワシントン駐在員の活動の支援に関すること

※上記の取組に加え、効果的と考えられる新たな取組等についても提案すること。

2 企画提案内容

企画提案書(様式3)には、上記1の委託業務の内容を実施するにあたって、以下 の内容を含めて提案すること。

- (1) 基本方針
- (2) 上記1委託業務の内容の実施方法
- (3) 実施想定スケジュール
- 3 積算条件

費用を算出するにあたっては、以下の条件を踏まえ積算すること。なお人件費については時給単価を明記のうえ、その他の経費についても各単価を明記すること。

- (1) 知事訪米時の車両確保(12人程度乗車可能で5日間使用を想定すること)
- (2) 知事訪米時の記者会見対応等の現地手配業務
- (3) 知事訪米時の通訳手配(全日程帯同の通訳1名分の報酬・旅費を見積もること)
- (4) 知事訪米時の印刷物、スタッフ車両代等の諸経費
- (5) 有識者等の沖縄招へいに係る駐在活動の支援(米国本国から2名程度を5泊6日 の日程で沖縄へ招聘する)交通費、宿泊費等、その他必要経費を算出すること。
- (6) FARAに関する弁護士相談料等
- (7) その他、本事業の遂行に必要な費用

- 1 -

- (8) 一般管理費は、(直接人件費+直接経費一再委託費) ×10%以内
- (9) 全ての業務に必要な通訳・翻訳費は人件費として計上すること
- (10) レートは日本銀行報告省令レート2023年3月分を適用すること

4 再委託等の制限

(1) 一括再委託の禁止等

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることがで きない。また、以下の業務(以下「契約の主たる部分」という。)については、そ の履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

ただし、これにより難い特別な事情があるものとしてあらかじめ県が書面で認め る場合は、これと異なる取扱いをすることがある。

〔契約の主たる部分〕

(

- ア 契約金額の50%を超える業務
- イ 企画判断,管理運営、指導監督、確認検査などの統轄的かつ根幹的な業務
- (2) 再委託の相手方の制限

本契約の競争入札参加者であった者に契約の履行を委任し、又は諸負わせること はできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関 係を有する者に契約の履行を委任し、又は諸負わせることはできない。

(3) 再委託の範囲

本委託契約の履行に当たり、委託先が第三者に委任し、又は請負わせることので きる業務等の範囲は、以下のとおりとする。

- 7 弁護士、税理士、会計士等への法務、税務に係る相談及び対応
- イ その他、委託先が第三者に委任し、又は諸負わせることのできる業務。ただし、 その業務の範囲については、県と事前に協議を行い確認すること。
- (4) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面 による県の承認を得なければならない。

ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせ るときはこの限りでない。

- ア 議事録作成
- イ 封入 先送
- ウ送迎
- 5 注意事項
 - (1) 企画提案の内容と実際の契約内容とは、必ずしも一致するものではない。
 - (2) 書類提出にあたって使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨とする。

- 2 -

案用紙					沖繩県	决裁区分		統括	監	
分類	3		6	Z	決裁印	公印の有無		公印省	邮	
呆存種別		第3	種 5年				案1			公印
文書記号	・番号		知基第	383号		発送日	年	月	日	
収受			年	月日		発送種別				
起案		4	和05年	03月13日	111-1		案2			公印
起案 処理期限			年	月日	/ 決裁]	発送日	年	月	日	
施行			年	月日	'5年3.13	発送種別				
	-						案3			公印
担当課	知事公当	图 基地东	才策課 調査	注圳	基地対策課	発送日	年	月	日	
	職	主査		印	\sim	発送種別				
起案者	氏名			in in			案4			公印
0423036373	電話	1		1 333		発送日	年	月	日	
青報公開			開示			発送種別				
tit tih	対策統括	慶(4)		基地対策調	長(3)	副参事(2)		調査	班長	(1)
		S.		GUEN						
	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	トン駐在員活動事業(案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	依頼について(伺い)	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	^{依頼について(伺い)} のとおり、企画提	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	^{依頼について(伺い)} のとおり、企画提	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	^{依頼について(伺い)} のとおり、企画提	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	^{依頼について(伺い)} のとおり、企画提	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	^{依頼について(伺い)} のとおり、企画提	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	^{依頼について(伺い)} のとおり、企画提	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	^{依頼について(伺い)} のとおり、企画提	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ
みだし	っのこ	及び選 とにつ	選定委員 ついて、	会委員就任何 別添案1	^{依頼について(伺い)} のとおり、企画提	案業者選定要	領を定め	ってよ	617	ごしょ

企画提案業者選定要領

(案1)

1 目的

この要領は、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」を委託するにあ たり、公募型プロポーザルにより優れた企画提案をした優先交渉権者を選定するため に必要な事項を定める。

- 2 選定委員会の設置
 - (1)業者選定のため、上記1において示す委託業務について、「沖縄県ワシントン駐 在員活動事業(活動支援業務)に係る業者選定委員会」(以下「委員会」という。) を設置する。また、組織及び運営については、次のとおりとする。
 - ア 委員の定数は、4人とする。
 - イ 委員長は、基地対策統括監とする。
 - ウ 副委員長は、基地対策課長とする。
 - エ 委員長は、委員会を統括する。
 - オ 委員会は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。
 - カ 委員長が出席できない場合、副委員長が委員長代理を務めるものとする。
 - (2) 委員の構成は、別表のとおりとする。
 - (3) 委員がやむを得ない理由で出席できないときは、評価票の提出により審査したものとする。
- 3 選定

(

(

委員会は、別紙「業者選定方法」に基づき、委託業者を審査し、選定する。

4 事務局

選定業務の実施に係る庶務は、事務局である基地対策課調査班が行う。

5 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項については、委員長が別に定めるものとする。

【別表】

委員長	基地対策統括監
副委員長	基地対策課長
委員	辺野古新基地建設問題対策課長
委員	ワシントン駐在副参事

1 書類審査

(1) 審查方法

ア 事務局において、各業者から提出された企画提案書等について、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」に係る企画提案募集要領(以下「要領」という。)における要件を満たしているかについて、書類審査を行う。

イ 実施要領に基づく要件を満たし、合格した者を委員審査の対象業者とする。

(2) 審查項目

- ア 要領の応募資格で提示する資格要件を満たしているか。
- イ 要領の企画提案書類で提示する書類等は提出されているか。
- ウ その他、要領及び仕様書で示した提案内容となっているか

2 委員審査

(1) 審查方法

- ア 審査は、別紙の審査票により、委員ごとに審査・評価し、採点する。
- イ 各企画書に対する各委員の審査持ち点は35点とする。
- ウ 委員審査の項目は別紙「委員審査項目(活動支援業務)」」の通りとする。
- エ 各委員の審査は、それぞれの企画提案について、審査票の評価項目毎に配点の 範囲内で採点することとし、その合計点が高い順にクで定める順位点を付すこと により行う。

各委員が付した順位点の合計点が最も高い企画提案書を第1位として選定する。

- オ 各委員の採点の合計が、総評点の6割以上であることを最低基準点とし、最低 基準点を満たさない業者は、選定の対象としないものとする。
- カ 応募業者が1社のみであり、かつ最低基準を満たしている場合は、当該業者を 契約候補者とすることについて、様々な角度から検討を加えた後、各委員の合議 により判断するものとする。

応募者が1社のみであっても最低基準を満たさない場合、又は、応募者がいな い場合は選定しないこととする。

TANVILY	本间/JIL 从 5 从 9 及 1 9 月	
評価点	判断基準	
1 点	劣っている	
2 点	やや劣っている	
3 点	標準である	
4 点	優れている	
5 点	非常に優れている	

キ 採点の目安 ※個別配点5点の項目の例

ク 順位点

順位点は、各委員の合計評価点の順位に対し点数をつけることとし、その配点 は以下のとおりとする。

順位点	第1位	第2位	第3位	第4位	第5位以下
点 数	1 0	7.	4	1	0

委員審查項目(活動支援業務)

1 基本方針 ・・・5点

企画内容が事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となって いるか。

- 2 企画提案内容・・・10点(5点×2項目)
- (1) 業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。(5点) (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本 業務を着実に実施する方法が具体的に明記されているか。)
- (2)本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する働きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなされてるか。(5点)
- 3 積算見積 · · · 10点(5点×2項目)
 - (1) 提示された予算の範囲内において、業務を着実に遂行できる妥当な費用算出 となっているか。(5点)
 - (2) 提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価 等は過大ではないか)(5点)
- <u>4</u> 執行体制 ・・・(5点満点) 業務を確実に実施できる体制となっているか
- 5 実績 ・・・(5点満点) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認められるか。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

職名·氏名

1

印

1

т

評点は、次の5段階評価でお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

	評価項目		応募者A	応募者B
			評点	評点
1	基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となっている か。	5点		
2	企画提案内容(10点満点)			
(1)	業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点		
(2)	本業務の改善に繋がる提案(米国政府、連邦議会関係者等に対する働 きかけ手法を含めた駐在活動の高度化、多角化等)がなさているか。	5点		
3	積算見積額 (様式4)(10点満点)			
(1)	提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となっている か。	5点		
(2)	提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の 単価等は過大ではないか)	5点		
4	執行体制 (様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点		
5	実績 (様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認め られるか。	5点		
	評 点	合 計		
	順	位点		

知基第 号 令和5年 月 日

委員あて
 基地対策課長
 辺野古新基地建設問題対策課長
 ワシントン駐在副参事

(

(

基地対策統括監名 (公印省略)

沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務) 選定委員会の委員就任について(依頼)

(索2)

沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)に係る企画提案書を審査するため、 下記のとおり貴職へ選定委員会委員就任を依頼しますので、ご承諾下さるようお願いし ます。

また、下記3のとおり選定委員会を実施しますので、ご出席下さるようお願いします。

記

- 委員会名 沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)選定委員会
- 2.委員 基地対策統括監 基地対策課長 辺野古新基地建設問題対策課長 ワシントン駐在副参事
- 3. 選定委員会
 日時 :令和5年3月24日(金) 9:30 ~ 10:00
 場所 :基地対策統括監室
- 4. 添付資料 選定委員会要領(別紙)

	8用紙				沖繩県	決裁区分		統括	監	
-	分類	3	6	Z	決裁印	公印の有無		公印ま	50	
俦	存種別		第3種 5年				案1			公印
_	文書記5	テ・番号	知基	第8号		発送日	年	月	日	(30
	収受		ź	≤ 月 日		発送種別				6
儿理文主尚	起案		令和05年	E04月01日			案2			公印
圣台	処理期限		ź			発送日	年	月	日	
_	施行		2	戶 月 日	/決裁\	発送種別				
	担当課	知事公室考	地対策課 調	TEDE	(5年41)		案3			公印
						発送日	年	月	H	
		職主	臣	ÉD	基地対策課	発送種別	104.000			-
1	尼案者	氏名			\checkmark		案4			公印
		電話				発送日	年	月	日	
fř	報公開		闇示			発送種別		100		
	岳地	対策統括監((代	基地対策課長	(3) ii	制参事(2)		词日	班長	(1)
		商)		19	(Fil)		(Î)
	件名	1.02	和5年度沖線 (伺い)	¹¹ 県ワシントン	駐在員活動事業(活	動支援業務)	企画提案の	審査結	吉果)	通知につ
		************	C 1 HL->4		010 2 01 1111				1.1.1	こうか。
6		マモル		委託業務に関	して必要な協議を	:行い、合意	に至る場	合は		くうか。 りを締結
-				委託業務に関	して必要な協議を	:行い、合意	に至る場	合は		
-				委託業務に関	して必要な協議を 記	:行い、合意	に至る場	合は		
	、てよい			委託業務に関		:行い、合意	(に至る場 ,	合は		
3	してよい 気託先(へでしょくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいん	うか。						契約	
1	してよい 気託先(へでしょくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいん	うか。		記				契約	
1	してよい 気託先(へでしょくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいん	うか。		記				契約	
1	してよい 気託先(へでしょくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいん	うか。		記				契約	
1	してよい 気託先(へでしょくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいん	うか。		記				契約	
1	してよい 気託先(へでしょくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいん	うか。		記				契約	
30000000000000000000000000000000000000	してよい 気託先(へでしょくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくうくいんくくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいんくいん	うか。 県ワシン	トン駐在員活	記		· £業務共同		契約	

該当するものがない場合には、簡潔にその内容を記入すること。

(

知 基 第 8 号

令和5年4月1日

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)委託業務共同企業体 代表者 ワシントンコア L.L.C. 代表取締役社長 中阪 清志 殿



「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」 企画提案書の審査結果について(通知)

平素より沖縄県の基地行政へご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

貴社より応募いただきました企画提案について、厳正に審査した結果、委託先候 補者として決定しましたので通知します。

なお、今後、業務委託に関して必要な協議を行い、合意に至った場合は契約手続 きを行います。

知 基 第 号 令和5年4月1日

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業 (活動支援業務)委託業務共同企業体 代表者 ワシントンコア L.L.C. 代表取締役社長 中阪清志 あて

ſ

(

沖縄県知事公室

基地対策統括監名

「令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」 企画提案書の審査結果について(通知)

(案)

平素より沖縄県の基地行政へご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

貴社より応募いただきました企画提案について、厳正に審査した結果、委託先候 補者として決定しましたので通知します。

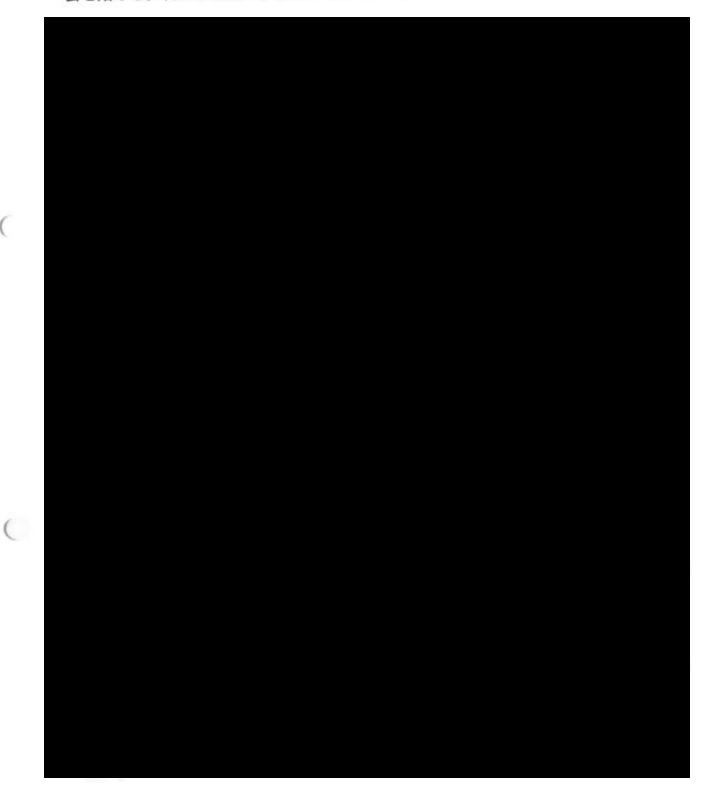
なお、今後、業務委託に関して必要な協議を行い、合意に至った場合は契約手続 きを行います。 令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)審査委員会 メモ

R5. 3. 24

(委員長: 溜統括監)

(

只今より、「沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)」にかかる選定委員 会を始める。審査の進行は事務局にお願いする。



(委員長:統括監)

以上をもって選定委員会を終了する。

事業名:令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)委託業務 応募者名簿

(

	事業者名	審査結果	備考
1	令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務) 委託業務共同企業体	採択	

【審査結果】集計表

(

事業名:令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(活動支援業務)委託業務

	事業者名	溜	仲里	古堅	知念	合計	
1	令和5年度沖縄県ワシントン駐 在員活動事業(活動支援業務) 委託業務共同企業体	29	23	28	25	105	フィ客り

· 冷香囊の持5点(满点)35点。 滴点后計140点。

新来: 气机空机台剧以上, 后针台剧以上之标, 下。

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

選定委員会評価票

選定委員

基地对联络报题 溜 政仁 印 職名·氏名

評点は、次の5段階評価でお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

	評価項目	配点	ワシントンコア	
	ar ju 🦡 c		評点	評点
1	基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となってい るか。	5点	4	
2	企画提案内容(10点满点)			
(1)	業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地 から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点	'+	
(2)	本業務の改善に繋がる提案(コスト節減、執務環境整備等)がなさて いるか。	5点	4	\backslash
3	積算見積額 (様式4)(10点満点)			
(1)	提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となってい るか。	5点	4	\square
(2)	提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費の単価等は過大ではないか)	5点	4.	
4	執行体制(様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点	4	
5	実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認 められるか。	5点	1-1	
8	評 点	合	1+ 29	\backslash
	順	位	点	\backslash

令和5年度沖縄県ワシントン駐在員活動事業(運営支援業務)

選定委員会評価票

云幽至一 選定委員

職名·氏名 基础対影新良 七2 空 至 一

評点は、次の5段階評価でお願いします。

→ 5:非常に優れている、4:優れている、3:良好・適切、2:やや劣っている、1:劣っている

	評価項目	配点	ワシントンコア	
	計加改口	110 /11	評点	評点
1	基本方針(目的合致度) 事業目的を的確かつ十分に理解し、目的を達成しうる内容となってい るか。	5点	4	
2	企画提案内容(10点満点)			
(1)	業務を効果的に、着実に実施できる内容となっているか。 (ワシントンD.C.又は米国内に拠点を有しない事業者の場合は、遠隔地 から本業務を着実に実施する方法が具体的に示されているか)	5点	4	
(2)	本業務の改善に繋がる提案(コスト節減、執務環境整備等)がなさて いるか。	5点	4	
3	積算見積額 (様式4)(10点満点)			
(1)	提示された予算の範囲内に業務を着実に実施できる内容となってい るか。	5点	4	
(2)	提示された見積額は、必要最小限度の内容となっているか。(人件費 の単価等は過大ではないか)	5点	4	
4	執行体制 (様式5) 本業務を確実に実施できる体制となっているか。	5点	4	
5	実績(様式6) 同種または類似の業務の受託実績を有し、本業務の遂行は可能と認 められるか。	5点	4	
	評 点	合 1	4 28	
	順	位,	点	